

平成18年度「福井元気宣言」推進に係る政策合意の取組結果 (平成19年3月末現在)

「福井元気宣言」の4つのビジョンを着実に実現していくため、平成18年4月に知事と合意をした「政策合意」の取組結果について、次のとおり報告します。

平成19年3月

企業局長 藤原 宣章

I 総括コメント

- ・電気事業など、将来における公営事業の運営に係る基本的方向性を取りまとめました。引き続き、具体化に向けて検討を進めていきます。
- ・テクノポート福井については、未操業企業の解消を図るという一部目標を除き、産業団地への企業の進出や工場の新、増設および新規雇用の創出についての目標を達成しました。
- ・来年度における行財政改革実行プランを計画どおり進めるため、職員の配置や業務の進め方を見直しました。

II 「政策合意」の取組項目に係る結果について

- ・別紙「平成18年度 取組項目に係る結果報告(企業局)」のとおり

平成18年度 取組項目に係る結果報告(企業局)

(平成19年3月末現在)

【取組結果の区分】

- ・目標を上回って達成しました。(例:成果が目標を概ね2割を超えて達成されたもの)
- ・目標を達成しました。(例:成果が目標どおり達成されたもの)
- ・目標を一部達成しませんでした。(例:成果の一部が目標に及ばなかったもの)
- ・目標達成にはいたりませんでした。(例:成果が目標に及ばなかったもの)
- ・取組を継続します。(例:成果を上げるためには年度を超えて取り組む必要のあるもの)

役職	企業局長	氏名	藤原 宣章
取組項目		取組結果	
○重点項目 1 公営事業の基本的方向性の検討 公営電気事業については、公営事業全般に係る公共と民間の適切な役割分担のあり方が問われ、電力自由化による厳しい経営環境が懸念されるため、経営主体などのあり方について検討し、将来における方向性を導き出します。		〔成果等〕 取組を継続します。 公営電気事業については、社会情勢の変化などを踏まえ、将来における民間電気事業者への事業譲渡を前提とした検討を行いました。	
坂井地区水道用水供給事業については、給水開始(S63)後約20年経過し、また経営も安定的に推移しているため、将来の事業の進め方について検討します。		〔成果等〕 取組を継続します。 坂井地区水道用水供給事業については、将来における事業運営のあり方について検討を行いました。 〔他県における運営等の状況調査の実施〕	
2 企業活動の活性化 テクノポート福井における未操業企業の解消や未利用遊休地の解消を図るため、進出企業の本社訪問活動や工場増設等に係る企業の意向調査およびこれに基づく仲介、調整活動を進めます。		〔成果等〕 目標を一部達成しませんでした。 テクノポート福井における未操業企業の解消については、目標達成には至りませんでした。新規立地や工場の新、増設および新規雇用者数については、目標を上回りました。 〔未操業企業数 10社→10社 新規立地、工場の新、増設 17社 新規雇用者数 123人〕	
○個別項目 1 経営の健全化と利用者サービスの向上 各公営事業の合理化を図るため、出先機関の統合や業務のアウトソーシングを検討し、経営の健全化を目指します。		〔成果等〕 目標を達成しました。 来年度における行財政改革実行プランに定めた職員数の削減を計画どおり進めるため、出先機関の職員配置や業務の実施体制を見直しました。 出先機関(臨海工業用水道管理事務所(6人)とテクノポート福井浄化センター(4人))については、職員配置の見直しを行います。 〔職員10人→9人(△1人)〕 水力発電所の通常点検業務(2回/月)については、当初計画したアウトソーシングによることなく、職員による検査応援体制(8人→13人)を確立し、人員の削減を図ります。 〔発電所職員20人→19人(△1人)〕	
〔事務所統合(平成19年4月) テクノポート福井浄化センターと臨海工業用水道管理事務所 職員10人→9人(△1人) 県内6発電所の保守点検業務のアウトソーシング(平成19年4月) 職員11人→10人(△1人) アウトソーシングによる人員削減数 17年度 △2人 18年度 △1人 19年度 △2人〕			

平成18年度 取組項目に係る結果報告(企業局)

(平成19年3月末現在)

【取組結果の区分】

- ・目標を上回って達成しました。(例:成果が目標を概ね2割を超えて達成されたもの)
- ・目標を達成しました。(例:成果が目標どおり達成されたもの)
- ・目標を一部達成しませんでした。(例:成果の一部が目標に及ばなかったもの)
- ・目標達成にはいたりませんでした。(例:成果が目標に及ばなかったもの)
- ・取組を継続します。(例:成果を上げるためには年度を超えて取り組む必要のあるもの)

役職	企業局長	氏名	藤原 宣章
取組項目		取組結果	
<p>日野川流域市町への良質な水道水を供給するため、施設の建設を着実に進め、平成18年12月1日からの給水開始を目指します。</p> <p>〔給水地域：越前市・鯖江市・福井市(旧清水町)・越前町(旧朝日町)南越前町(旧南条町)の3市2町 受益人口 約178千人 給水水量：14,200m³/日〕</p>		<p>〔成果等〕 目標を達成しました。</p> <p>日野川地区水道管理事務所を平成18年10月に設置し、計画どおり、12月1日から、日量14,200m³の水道用水を越前市等3市2町に給水しています。</p> <p>〔給水区域：越前市・鯖江市・福井市(旧清水町)・越前町(旧朝日町)・南越前町(旧南条町)の3市2町 受益人口 約178千人 給水水量：14,200m³/日〕</p>	
<p>2 クリーンエネルギー、良質な水道水の安定的供給</p> <p>水力発電、風力発電による安定的な電力を供給するため、各発電所職員の相互応援により、施設の定期点検に要する日数を短縮し、施設の効率的な稼働を進めます。</p> <p>〔点検延べ日数 37日/年間→30日/年間 (△7日、△20%)〕</p>		<p>〔成果等〕 目標を達成しました。</p> <p>水力、風力発電施設の定期点検(1回/年間)については、職員の相互応援体制を確立し、効率的な稼働を達成しました。</p> <p>〔点検体制 10人体制→17人体制 点検延べ日数 37日/年間→30日/年間(△7日、△20%)〕</p>	
<p>坂井地区における良質な水道水の安定的確保を図るため、現在行っている水源地の汚濁等に係る定期監視(週1回)の継続に加え、新たに地元地区からの情報の提供や連絡体制を確立します。</p>		<p>〔成果等〕 目標を達成しました。</p> <p>坂井地区水道用水供給事業の水源地保全を図るため、坂井市丸岡町の関係5地区全てにおいて、地元住民による不法投棄等に関する連絡、通報体制を確立しました。</p>	